

令和6年度観光農業連携地域活性化事業委託業務企画提案競技募集要項

1. 趣旨

豊かな自然や温泉資源に恵まれ、トマトやスイートコーンをはじめとした県内有数の農業産地である竹田市において、地名度の高い和太鼓集団「DRUM TAO」の発信力を最大限活用し、地域農産品のPRや周辺施設の誘客・周遊促進に繋げることを目的とする。

2. 契約に付する事項

- (1) 業務名
令和6年度観光農業連携地域活性化事業委託業務
- (2) 履行期間
契約締結の日から令和7年2月28日（金）まで
- (3) 履行場所
大分県豊肥振興局、野外劇場 TAO の丘、竹田市内の飲食店及び観光施設
- (4) 業務内容
別添の「令和6年度観光農業連携地域活性化事業委託業務仕様書」のとおり
- (5) 委託予算上限額
4,900,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）

3. 参加資格

参加できる事業者は、以下の項目すべての要件を満たす者とする。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和2年大分県告示第326号）を有する者。
- (2) 本要項を遵守するとともに、業務内容について仕様書に沿って責任を持って遂行できる法人等であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員が役員となっている事業者
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材・原材料の購入契約等を締結している者
 - カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者

- キ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (5) 会社更生法、民事再生法等に基づく更正又は再生手続きを行っていない者であること。また、銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断される者でないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していない者であること。

4. 参加申込書及び資格審査書類

企画提案競技への参加を希望する者は、「企画提案競技参加申込書」(様式1)を令和6年8月2日(金)17時までに提出すること。

(FAX可。その場合は必ずただちに電話にて到達を確認すること)

また、次に定める資格審査書類を、企画提案等の提出期限(令和6年8月5日(月)17時)までに持参または配達証明付きの郵送で提出すること。

(1) 提出書類(1部提出)

ア 企画提案競技参加資格確認申請書兼誓約書(様式2)

イ 会社概要書(パンフレット等会社の業務内容を確認できる書類。サイズ自由。写しでも可。)

(2) 提出場所

「14. 問合せ先」

(3) その他

定められた期限までに参加申込書の提出がない場合は不参加とみなす。

また、参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、令和6年8月5日(月)までに「辞退届」(様式3)を提出すること。

5. 企画提案競技に係るスケジュール

- | | | |
|----------------|------|----------|
| (1) 募集開始 | 令和6年 | 7月23日(火) |
| (2) 質問受付期限 | | 7月31日(水) |
| (3) 提案競技参加申出期限 | | 8月2日(金) |
| (4) 企画関係書類提出期限 | | 8月5日(月) |
| (5) 審査 | | 8月上旬 |
| (6) 委託先決定通知 | | 8月上旬 |

6. 説明会 実施しない

7. 質問の受付及び回答

(1) 受付方法

質問の受付は、すべて「質問書」(様式4)にて行うものとし、質問書はE-mailで提出すること。件名は「(質問) 令和6年度観光農業連携地域活性化事業」

とすること。なお、必ず電話にて到達確認をすること。

(2) 質問書の提出方法及び提出先

ア 提出期限 令和6年7月31日(水)まで

イ 提出先 「14. 問合せ先」

(3) 回答

質問に対する回答は、令和6年8月1日(木)までに企画提案競技参加者全員にE-mailにて共有する。なお、回答内容は、本業務の募集要項及び仕様書の追加又は修正事項とみなす。

8. 企画提案書類の提出等

業務の目的等に留意の上、下記書類を4部作成し、提出期限((1)提出書類及び提出期限を参照)までに提出すること。

(A4サイズ横書き、長編綴じ、25ページ以内)

※ファイル等による綴込みはしないこと。2穴パンチを考慮して印刷し、ステープルは使用せず、ダブルクリップ等でとめること

(1) 提出書類及び提出期限

企画関係書類 令和6年8月5日(月) 17時必着

①企画提案書(様式5) 4部

②企画書(任意様式) 4部

③業務実績書(様式6) 4部

④見積書 1部

(2) 提出方法

- ・持参又は配達証明付き郵送で提出することとし、提出期限必着とすること。
- ・持参する場合は、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、日曜日及び土曜日(以下「休日等」という。)を除く午前9時から午後5時(正午から午後1時までの間を除く)に提出先に持参すること。

(3) 提出先

「14. 問合せ先」

9. 審査及び結果通知

(1) 審査の方法について

企画提案書等の審査は、別途定める審査委員会に諮り、最優秀提案者1者を選定する。なお、提案競技参加者が多数の場合、審査委員会委員長は予備審査を行うことができる。予備審査を行った場合は、その結果を全ての提案競技参加者に通知する。なお、審査委員会は令和6年8月7日(水)に開催予定だが、正式に決定した後、詳細は後日連絡する。

(2) 審査委員会では、企画提案に係る書類審査及びプレゼンテーションによる審査を行う。プレゼンテーションの時間は1者15分以内とし、超過した場合はそ

の時点で打ち切る。その後審査委員の質疑を行う。なお、質疑は10分程度とする。

- (3) 審査委員会における、審査は下記の審査基準に基づき評価する。
- (4) 審査結果は、令和6年8月上旬に書面及びE-mailにより通知する。
- (5) 最優秀提案を行った者を委託候補者とする。ただし、委託候補者との契約が成立しない場合は次点の提案を行った者を委託候補者とする。また、委託候補者が審査委員を通じて不正な行為を行い、審査結果を自ら有利にしたことが判明したときは、契約を締結しない。なお、契約締結後に判明したときは、当該契約を無効とする。
- (6) 提案競技参加者が1者の場合、各審査委員の合計点の平均が60点以上であれば企画提案競技募集要項、仕様書を満たすと判断し、その提案者を受託事業者として決定する。
- (7) 提案者がいない場合、ホームページでその旨を公表するとともに、再度公募を行うものとする。

10. 審査基準

本企画提案競技は以下の審査基準に基づき審査する。

審査項目	審査内容	配点
事業内容	○業務委託仕様書に沿った企画内容となっているか ○事業のスケジュールが具体的かつ的確に示されており、実現可能な企画提案となっているか	40
事業効果	○事業目的と期待する効果が理解され、その実現に有効なコンセプトとなっているか ○広報を含め対象者への周知が期待できるか ○県が実施する誘客事業として良好なイメージを発信し、県民一般の興味を喚起することができるか	40
事業実施体制	○業務を円滑かつ効果的に行うため、事業実施に必要な知識、ノウハウ、ネットワークがあるか	10
事業経費	○提案内容との整合性は図れているか ○見積額は適正に積算されているか	10

11. 失格事項

次にいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。

- (1) この要件に定めた資格・要件が備わっていないとき
- (2) 提出書類の提出期限までに所定の書類を提出しなかったとき
- (3) 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど適合しないとき

- (4) 提出書類に虚偽または不正があったとき
- (5) 選考の公平性を害する行為があったとき
- (6) 見積金額が県の提示する予算上限額を上回るとき

1 2. 契約手続き

- (1) 仕様書及び受託者の企画提案書等の記載事項をもとに協議の上、契約を締結する。
- (2) 企画提案等に記載され、選定で評価した項目については、原則として契約時に仕様書に反映するものとする。ただし、本業務の目的達成のため、必要な範囲において、受託者との協議により締結段階で項目を追加、変更及び削除することができる。
また、契約に係る協議の際には、受託者はあらためて見積書を提出するものとする。

1 3. その他留意事項

- (1) 本企画提案競技に係る経費（企画提案書等の作成、提出、審査会参加等に要する経費）は、提案競技参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、返却しない。
- (3) 提出書類の提出後の修正又は変更は、一切認めない。
- (4) 提出書類等に記載された個人情報、本業務の受託者の選定のみを使用し、その他の目的には一切使用しない。
- (5) 審査の内容についての問合せには一切応じない。

1 4. 問合せ先

大分県豊肥振興局地域創生部

〒878-0013 大分県竹田市大字竹田字山手1501-2

電話 0974-63-1291

FAX 0974-63-1894

E-mail a11607@pref.oita.lg.jp

担当 地域創生部 末松 油布